

死亡に伴う各種手続き等を代理人が行う場合には、委任状が必要となりますので下記様式を参考にしてください。

(例) 戸籍の請求をする場合、直系親族以外の方は委任状が必要です。

住民票・税に関する証明書の請求をする場合は、同一世帯以外の方は委任状が必要です。

(注) 死亡の記載のある戸籍の取得ができるようになるには、死亡届が受理された日から1週間程度かかります。(本籍地がかほく市外の方は、さらに日数を要する場合があります)

委 任 状

(あて先) かほく市長

委任者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

委任事項

_____の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険、介護保険の保険料（税）の還付並びに高額医療費の支給、その他の給付の手続きに関する権限
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領の権限
- 住民票の写し等の交付請求及び受領の権限
- 住民異動届の届出に関する権限
- 戸籍の交付並びに受領の権限